

## 福山大学 ストレスチェック制度の実施について

### 1. 目的

このストレスチェック制度は、1年に1回、定期的に本学教職員のストレスの状況について検査を行い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気付きを促し、個々の教職員のストレスを低減させるとともに、検査結果を部署ごとに、集計・分析、職場におけるストレス要因を評し、職場環境の改善につなげることで、ストレスの要因そのものを低減するよう努めることを目的とし実施いたします。

(ストレスチェック制度の実施方法等については、労働安全衛生法その他の法令の定めによるほか、「福山大学ストレスチェック制度実施規程」に定めております。)

### 2. 趣旨

- 1) ストレスチェック制度は、教職員自身のストレスへの気付き及びその対処の支援並びに職場環境の改善を通じて、メンタルヘルス不調となることを未然に防止する一次予防を目的としており、メンタルヘルス不調者の発見を一義的な目的といたしません。
- 2) 教職員がストレスチェックを受けることは義務ではありませんが、専門医療機関に通院中などの特別な事情がない限り、教職員の皆さまの実施をお願いいたします。
- 3) ストレスチェック制度では、ストレスチェックの結果は直接本人に通知され、本人の同意なく本学が結果を入手するようなことはありません。
- 4) 本人が面接指導を申し出た場合や、ストレスチェックの結果の本学への提供に同意した場合に、本学が入手した結果は、本人の健康管理の目的のために使用し、それ以外の目的に利用することはありません。

### 3. 担当者等

- |                  |          |       |
|------------------|----------|-------|
| ・ストレスチェック制度担当者   | 総務部庶務課長  | 佐久間 基 |
| ・ストレスチェック実施者     | 産業医      | 檜谷 義美 |
| ・ストレスチェック実施事務従事者 | 保健管理センター | 折橋 佳奈 |

#### 4. 不利益な取扱いの防止

- 1) ストレスチェック結果に基づき、医師等による面接指導の申出を行った教職員に対して、申出を行ったことを理由として、その教職員に不利益となる取扱いはいたしません。
- 2) 教職員の同意を得て大学に提供されたストレスチェック結果に基づき、ストレスチェック結果を理由として、その教職員に不利益となる取扱いはいたしません。
- 3) ストレスチェックを受けない教職員に対して、受けないことを理由として、その教職員に不利益となる取扱いはいたしません。(ただし、本学では、特段の事情がない限りストレスチェックを受けていただくこととしています。)
- 4) ストレスチェック結果を本学に提供することに同意しない教職員に対して、同意しないことを理由として、その教職員に不利益となる取扱いはいたしません。
- 5) 医師等による面接指導が必要とされたにもかかわらず、面接指導の申出を行わない教職員に対して、申出を行わないことを理由として、その教職員に不利益となる取扱いはいたしません。
- 6) 就業上の措置を行うに当たって、面接指導を実施した医師等から意見を聴取するなど、労働安全衛生法及び労働安全衛生規則に定められた手順を踏まずに、その教職員に不利益となる取扱いはいたしません。